# 平成24年度第21回庁議要旨

日時:平成25年2月13日(水)

午前8時45分

会場:庁議室

# [審議事項]

## 1 地方自治法の一部改正に伴う政務調査費に係る変更について (総務部)

地方自治法の一部を改正する法律において、地方議会制度(地方議会の会期、臨時会の招集、議会運営、議会の調査権、政務活動費)や議会と長の関係等に関する改正がされたことに伴い、石巻市議会政務調査費交付条例の一部を改正し、議会及び市長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るもの。

- (1) 主な内容
  - ア 政務調査費の名称を「政務活動費」に改める。
  - イ 名称変更に伴う交付目的を拡充
  - ウ 政務活動費に充てることができる経費の範囲を規則から条例で規定する。 (従来の経費に加え、要請・陳情活動費、会議費、その他の会派の活動経費)
  - エ 議長の政務活動費の使途の透明性の確保に関する規定の追加
- (2) 今後の予定・施行期日
  - ア 平成25年第1回市議会定例会に条例改正を提案
  - イ 施行期日 平成25年3月1日

#### 2 石巻市職員等の旅費に関する取扱いについて (総務部)

職員の旅費については、8級の職務(部長級)にある職員には、鉄道賃等の特別車両料金等(グリーン車料金等)を支給できることとしているが、財政健全化を進めることを目的にこれまで支給しない取扱いとしてきた。今般、石巻市職員等の旅費に関する条例の一部を改正し、当分の間は適用しない旨を明確に規定するもの。なお、本条例の一部改正に伴い、市長及び副市長の旅費並びに議会議員の費用弁償についても、同様の取扱いとなるもの。

(1) 主な内容

# ア 鉄道賃

特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合における特別車両料金については、適用しない。

# イ 船賃

船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合における 特別船室料金については、適用しない。

ウ 航空賃

2以上の階級に区分する航空路においては、最上級の直近下位の級の運賃とする。

#### 3 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について (総務部)

宮城県市町村職員退職手当組合規約を変更する必要が生じたことから、地方自治法の 規定により、議会の議決を経ようとするもの。

(1) 主な内容

- ア 組合の共同処理する事務について、「地方自治意識の高揚を目的とする財団法人の設立に関すること。」を削除する。
- イ 市町村合併により構成団体の数が減少したことから、次の任期に係る選挙から組 合の議員の選挙区、選挙の区域及び当該選挙の区域から選挙する議員数を改める。
- ウ 構成団体の一つである「みやぎ県南中核病院企業団」が企業長を設置したことにより、退職手当を受ける者の規定に「企業長」を加える。
- (2) 今後の予定・施行期日
  - ア 平成25年第1回市議会定例会に規約変更を提案
  - イ 施行期日 宮城県知事の許可のあった日

# 4 石巻市防災会議条例の一部改正について(総務部)

災害への迅速な対応や市内全体の防災体制をより一層把握することができるようにするため、石巻市防災会議条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

石巻市防災会議委員に石巻市消防団副団長(地区団長)を加える。

(2) 今後の予定・施行期日

ア 平成25年第1回市議会定例会に条例改正を提案

イ 施行期日 公布の日

## 5 指定管理を行う集会所的施設への利用料金の導入等について(企画部)

本市が設置する公の施設の内、地域の集会所として使用されている施設については、 指定管理者制度を導入しているものの、指定管理者が定めることとされる利用料金の上 限となる使用料は規定されていないことから、新たに規定するため関係条例の一部を改 正するとともに、関連する条例についても併せて一部を改正するもの。

(1) 主な内容

ア 利用料金及び使用料に関する規定の追加(12条例57施設)

- (ア) 利用料金規定(指定管理者が利用料金を収入することができること。)の追加 (イ) 使用料規定(指定管理者が定める利用料金の上限)の追加
- イ 既存使用料の改正(6条例8施設)

既に使用料規定がある施設について、アの改正と整合を図るため、既存使用料の 改正を行う。

(2) 今後の予定・施行期日

ア 平成25年第1回市議会定例会に条例改正を提案

イ 施行期日 平成25年4月1日

## 6 平成24年度石巻市特別表彰者について(企画部)

芸術文化又はスポーツの全国大会、国際大会等において優秀な成績を収めた本市に関係する方の栄誉と功績を称え表彰するもの。

(1) 主な内容

平成24年度全国高等学校総合体育大会カヌー競技(カナディアンシングル200m) において優勝した市内高校3年生を表彰する。

(2) 今後の予定

石巻市特別表彰者表彰式

日時 平成25年2月

場所 市長室

7 石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について(震災復興部) 新渡波西地区及びあけぼの北地区における被災市街地復興土地区画整理事業を施行 するに当たり、土地区画整理法の規定により石巻市震災復興土地区画整理事業施行に関 する条例の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

新渡波西地区及びあけぼの北地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に必要な 事項の追加

(2) 今後の予定・施行期日

ア 平成25年第1回市議会定例会に条例改正を提案

イ 施行期日

(ア) 新渡波西地区

新渡波西地区被災市街地復興土地区画整理事業計画決定の公告の日

(イ) あけぼの北地区

あけぼの北地区被災市街地復興土地区画整理事業計画決定の公告の日

8 石巻市災害 R 慰金の支給等に関する条例及び施行規則の一部改正について(福祉部) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省

関係規定の施行等に関する政令の一部を改正に伴い、石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例及び同施行規則の一部を改正するもの。

(1) 主な内容

ア 石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正 政令の改正に伴い、本条例で引用している政令の条項の繰り下げ

イ 石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正 政令の改正に伴い、災害援護資金の借入申込みの添付書類である所得証明につい て、平成23年所得が平成21年所得を下回る場合は、平成23年所得の所得証明 の添付とする特例措置を規定する。

(2) 今後の予定・施行期日

ア 石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正

- (ア) 平成25年第1回市議会定例会に条例改正を提案
- (イ) 施行期日 公布の日(平成25年1月17日から適用)
- イ 石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部改正 本年3月に改正し、公布の日から施行する。
- 9 石巻市子ども・子育て支援事業計画策定委員会の設置について(福祉部)

「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、次世代育成支援行動計画の後継計画と位置付けされ、平成27年度から5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されたことから、同計画を策定するに当たり、幼児期の教育・保育環境の計画的な整備等について広く市民(子育て当事者等)の意見を聴取するため、策定委員会を設置するもの。

#### (1) 主な内容

- ア 所掌事項
  - (ア) 事業計画の策定に関すること。
  - (イ) その他必要な事項
- イ 委員数
  - 15人以内
- ウ 任期

委嘱の日から平成27年3月31日まで

エ その他

庁内の関係各課(室)の職員(課長補佐・グループリーダー)で構成する検討部 会を設置する。

- (2) 今後の予定
  - ア 石巻市子ども・子育て支援事業計画策定委員会設置要綱の制定(平成25年4月 1日施行)
  - イ 一般公募委員については、4月に募集し、5月に第1回委員会を開催する。
  - ウ 平成25年度前半は、現在の子ども・子育て支援施策の把握・評価、区域設定などを行う。後半は、ニーズ調査を実施する。
  - エ 平成26年度前半は、事業計画の策定などを行う。

# 10 石巻ルネッサンス館用地を石巻産業創造株式会社へ無償貸付けすることについて (産業部)

石巻産業創造株式会社は、石巻トゥモロービジネスタウンへの進出企業の支援及び石 巻地域の産業振興を促進する目的で、第三セクターとして宮城県、独立行政法人中小企 業基盤整備機構、地元企業等及び石巻市の出資により設立し、市有地に「石巻ルネッサ ンス館」を建設、業務の拠点施設としている。

本市では、当該用地を平成12年の同館建設当初から無償で貸付けてきたが、現貸付期間が本年3月31日をもって満了することから、引き続き無償で貸付けし、同社が石巻トゥモロービジネスタウンへの進出企業や東日本大震災の被災に伴い同館に入居した企業並びに石巻圏域企業へ支援を行うことにより、産業振興を図るもの。

- (1) 主な内容
  - ア 土地の所在 石巻市開成1番35
  - イ 貸付面積 9,957.02㎡
  - ウ 貸付期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
  - エ 貸付の相手 石巻産業創造株式会社

# 11 石巻市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱の制定及び石巻市手数料条例の一部 改正について (建設部)

社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化を図るため、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることを目的とする「都市の低炭素化の促進に関する法律」の施行に伴い、本市の低炭素建築物新築等計画認定事務処理及び当該認定事務手数料を徴収するため、「石巻市低炭素建築物新築等計画認定実施要綱」の制定及び「石巻市手数料条例」の一部を改正するもの。

#### (1) 主な内容

ア 石巻市低炭素建築物新築等計画認定要綱の制定 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関し、同法律施行令及び施行規則に 定めるもののほか、必要な事項を定める。

イ 石巻市手数料条例の一部改正 低炭素建築物新築等計画認定事務手数料を規定する。

## [報告事項]

- 1 石巻市が発注する建設工事に係る予定価格の事前公表の試行の拡大について(総務部) 東日本大震災からの災害復旧・復興事業を促進させるためには、入札等における不 調・中止対策を図る必要があることから、予定価格の事前公表の試行を昨年8月から実 施しているが、一定の効果が得られたことから対象を拡大し、当分の間、試行を継続す るもの。
  - (1) 主な内容
    - ア 対象工事を「通常予算工事も含めた全ての建設工事」に拡大する。
    - イ 対象工事の予定価格の範囲を、「予定価格(税込)130万円以上の建設工事」に 拡大する。
    - ウ 1年程度の施行経過後に再度実施状況を検証し、継続するかどうかについて検討 する。
  - (2) 施行・適用年月日

石巻市建設工事予定価格事前公表の試行に関する要綱の一部を改正(平成25年1月30日施行)し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事から適用する。

2 平成24年12月7日三陸沖を震源とする地震に伴う津波警報の検証について (総務部)

昨年12月7日に発生した三陸沖を震源とする地震により宮城県沿岸に津波警報が発表されたが、幸い甚大な被害はなかったものの、市内各所で渋滞が発生するなどし、今後の津波避難に対する課題が見受けられたことから、当日の市民の避難行動や渋滞発生箇所等について、戸別訪問調査及び町内会長等へのアンケートを実施して課題等の検討を行い、今後の市民への周知や地域防災計画の改訂等の参考とするもの。

- (1) 検証の内容等
  - ア 地震及び津波警報の概要等
  - イ 本市の配備体制
  - ウ 情報発信・広報関係
  - 工 避難状況
  - 才 被害状況
  - カ 緊急調査集計結果
  - キ 渋滞発生箇所
  - ク検証・課題
- 3 チビタベッキア市との姉妹都市締結へ向けた今後の取組について(企画部)

合併前の石巻市とイタリア・チビタベッキア市とは、姉妹都市を締結していたが、合併後は姉妹都市の締結には至っていなかったものの、2011年2月にはチビタベッキア市長より姉妹都市を締結し、一層の交流を深めたい旨の文書が送付されていた。その後、東日本大震災の影響もあり、支倉常長が出航してから400周年に当たる2013年に姉妹都市締結と記念イベントを行うこととしていた。本年1月に本市事務レベル訪

問団をチビタベッキア市に派遣し、姉妹都市締結について協議したところ、合意がなされたことから、本年中に姉妹都市締結盟約書への調印を行うこととする覚書を締結した。

#### (1) 主な内容

ア 姉妹都市締結盟約書調印式

旧石巻市とチビタベッキア市との間に締結された盟約書を基本とし、本年7月に 石巻市代表団がチビタベッキア市を訪問し、盟約書への調印を行う。

#### イ 交流事業計画書

盟約書の目的達成のため、協議により交流事業計画書を作成することとし、姉妹 都市締結盟約書調印式の際に併せて署名するように今後、調整する。

ウ 姉妹都市締結記念事業

サン・ファン館で開催予定である慶長使節 4 0 0 周年記念事業に合わせて、チビタベッキア市代表団を招聘し、4 0 0 周年記念事業への参加のほか、市民団体との交流、市内施設訪問などを行う。

# 4 平成25年住民異動繁忙期における窓口業務の時間延長及び土日開庁について (生活環境部)

異動繁忙期の窓口混雑解消と日中の時間帯及び平日に来庁できない方への利便性の向上を図るため、3月下旬から4月上旬の住民異動繁忙期の対応として平成18年から 実施してきた窓口業務の時間延長及び土日開庁を本年も引き続き実施するもの。

### (1) 主な内容

ア 実施期間 平成25年3月25日(月)~4月5日(金) 12日間 イ 実施時間 平日:午後7時まで 休日:午前9時~午後5時まで ※ 実施は、本庁各課のみ行う。

ウ 主な窓口業務

戸籍・住民票の異動処理及び証明書等交付業務、児童手当等異動に伴う関連業務、 保険年金に関する各種異動業務、転入学及び学区外通学業務等